



あじさい

税理士法人原会計事務所  
原会計事務所だより



編集発行人  
税理士・行政書士  
ファイナンシャルプランナー  
宅地建物取引士  
ITコーディネーター

原 俊

本社 〒104-0032  
東京都中央区八丁堀4-13-1  
TEL:03-3552-5500(代) FAX:03-3552-5400  
市川支社 原行政書士事務所  
〒272-0815 千葉県市川市北方1-16-6  
TEL:047-333-6666(代) FAX:047-333-8811  
喫茶 相続相談カフェ  
TEL:047-333-3344  
安藤会計支社 〒273-0002  
千葉県船橋市東船橋5-3-3  
TEL:047-424-5566(代) FAX:047-424-5744  
E-mail info@harakaikei.com  
URL <http://www.harakaikei.com/>

6月

(水無月) JUNE

日	11	25
月	12	26
火	13	27
水	14	28
木	1	29
金	2	30
土	3	17
日	4	18
月	5	19
火	6	20
水	7	21
木	8	22
金	9	23
土	10	24

6月の税務と労務

- |     |   |     |                                     |
|-----|---|-----|-------------------------------------|
| 国 税 | 5月分源泉所得税の納付<br>6月12日                          | 地方税 | 個人の道府県民税及び市町<br>村民税の納付(第1期分)        |
| 国 税 | 所得税の予定納税額の通知<br>6月15日                         | 労 務 | 市町村の条例で定める日                         |
| 国 税 | 4月決算法人の確定申告(法<br>人税・消費税等) 6月30日               | 労 務 | 健康保険・厚生年金保険被<br>保険者賞与支払届<br>支払後5日以内 |
| 国 税 | 10月決算法人の中間申告<br>6月30日                         | 労 務 | 児童手当現況届(市町村役<br>場に提出) 6月30日         |
| 国 税 | 7月、10月、1月決算法人<br>の消費税等の中間申告(年<br>3回の場合) 6月30日 |     |                                     |

ワンポイント スタートアップ創出促進保証制度

経営者保証を不要とする信用保証制度。創業予定者や分社化予定者、創業後5年未満の法人などを対象に、保証限度額3,500万円、保証期間10年以内、据置期間1年(一定要件満たすと3年)以内、信用保証協会所定の創業関連保証の保証料率に0.2%上乗せした保証料率で、審査の上、融資が受けられます。

# 令和5年度 税制改正 インボイス制度導入に 向けた負担軽減措置

いよいよ本年の10月よりインボイス制度が導入されます。円滑な制度移行に向けて事業者に対する支援を一層きめ細やかに行う必要があることから、令和5年度税制改正において更なる改正が行われました。今回は、そのポイントを確認していききたいと思います。

## 1 インボイス発行事業者となる免税事業者の負担軽減(2割特例)

### (1) 制度の概要

免税事業者からインボイス発行事業者となったこと等により事業者免税点制度の適用を受け

られないこととなる者を対象として、インボイス制度の開始から令和8年9月30日の属する課税期間までの期間、納税額を売上げに係る消費税額の2割に軽減する措置が講じられます。サービス業を営む者が簡易課税制度を選択した場合を例に考えると、売上げに係る消費税を70万円とした場合、みなし仕入

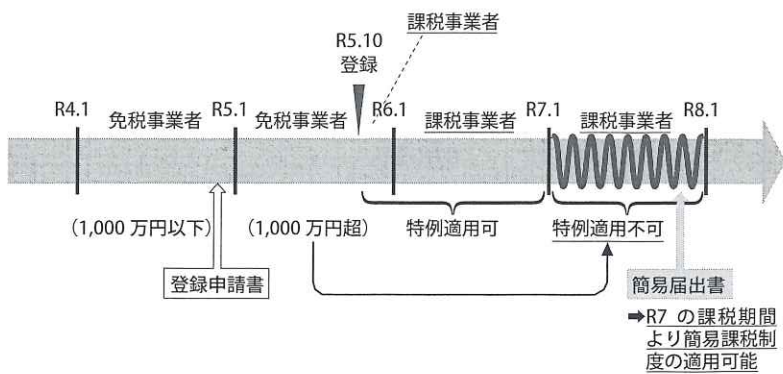
簡易課税制度の事業区分とみなし仕入率

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第1種事業	卸売業	90%
第2種事業	小売業、農林漁業(飲食料品)	80%
第3種事業	製造業、農林漁業(飲食料品除く)等	70%
第4種事業	その他事業(飲食店業等)	60%
第5種事業	サービス業(飲食店業除く)等	50%
第6種事業	不動産業	40%

率は50%となるため、 $70万円 \times 50\% = 35万円$ が納税額となります。しかし、今回の改正により2割特例を適用した場合は、 $70万円 \times 20\% = 14万円$ となり、21万円税負担が軽減されることとなります。

また、簡易課税制度では、例えば小売業とサービス業を営む者など、同じ課税期間内に異なるみなし仕入率が生ずる場合、計算が煩雑になることがあります。その点、2割特例は業種に係わらず全体の収入を把握するだけで申告が可能となるため、事務負担も軽減されます。

(2) 基準期間における課税売上高が1000万円超の場合  
この2割特例は、基準期間(法人の場合は前々事業年度、個人事業主の場合は前々年)における課税売上高が1000万円を超える課税期間は適用が受けられません。例えば、下図のとおり、個人事業主で令和5年(基準期間)における課税売上高が1000万円を超える場合には、令和7年分の申告については適用ができないこととなります。



す。そして、このような場合については簡易課税制度への移行措置が設けられています。簡易課税制度を選択する場合は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を、原則として適用を

受けようとする課税期間の初日の前日までに提出する必要があります。しかし、2割特例の適用を受けた課税期間の翌課税期間中にこの選択届出書を提出したときは、その提出した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用が可能となります。

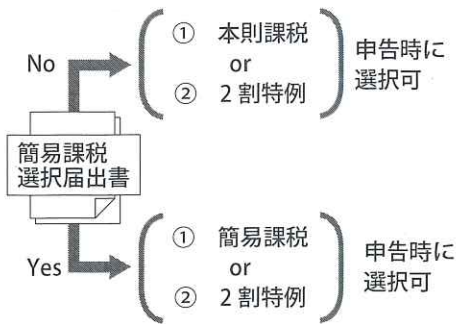
(3) すでに簡易課税制度選択届出書の提出をした場合の適用  
事業者の中には、インボイス登録申請書とともに、簡易課税制度選択届出書を同時に提出しているケースもあるのではないのでしょうか。このような場合には、2割特例の適用ができないのではないかと疑問が生じます。

この点、2割特例は、本則課税と簡易課税のいずれを選択している場合でも、適用が可能です。つまり、簡易課税制度の選択届出書を提出していたとしても、申告の際に2割特例を選択することは可能であり、簡易課税制度選択届出書を取り下げる必要はありません。

なお、2割特例の適用を受けようとする場合は、確定申告書にその旨を付記するだけで、事

【財務省資料】

申告時における選択適用のイメージ



申告にあたっては、①②の両方を計算する必要はない。

前の届出も不要とされています。また、2割特例は、簡易課税制度のような2年間の継続適用の縛りもありません。

## 2 一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置

インボイス制度の導入後は、少額な取引でもインボイスの保存が必要となりますが、制度の定着までの実務に配慮して、一定規模以下の事業者の行う少額取引につき、事務負担の軽減措置が設けられました。具体的に

は、基準期間における課税売上高が1億円以下である事業者については、インボイス制度の施行から6年間、1万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくても帳簿のみで本則課税における仕入れに係る消費税額の控除ができます。

また、基準期間における課税売上高が1億円超であったとしても、特定期間（法人の場合は前事業年度の開始から6ヶ月、個人事業主の場合は前年の1月から6月までの期間）の課税売上高が5000万円以下である場合も対象となります。

## 3 少額な返還インボイスの交付義務の見直し

インボイス制度が導入されると、値引き等を行った際にも、その金額や消費税額などを記載した「返還インボイス」の交付義務が生ずることになります。

例えば売上代金の入金の際に、買い手側の都合で振込手数料相当額が差し引かれている場合、その金額に係るインボイスが受け取れないため「売上値引き」として処理することが考え

られます。その点を踏まえ、事業者の事務負担を軽減するため1万円未満の少額な値引き等については、返還インボイスの交付が不要とされました。

## 4 登録申請手続きの柔軟化

インボイス制度が導入される令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として令和5年3月末までに申請書を提出することとされていますが、改正前は4月以降でも、申請書に3月末までの申請が「困難な事情」を記載することで、10月1日に登録したものとみなす措置が設けられていました。

しかし、事業者の準備状況にバラつきがあることや、今回の改正により負担軽減措置が追加されたことを踏まえ、あえて申請書に「困難な事情」の記載を求めることなく、4月以降の申請を可能とする対応が行われました。

【参考資料】  
財務省  
インボイス  
に関する資料



(原)

## キャッシュレス法

急速なIT化の発展やコロナ禍による非接触の機会が増えたことに伴い、人々から現金を持ち歩く習慣が減少し、クレジットカードや電子マネー、〇〇ペイなどのキャッシュレス決済が広がっています。このような流れを受け、昨年の11月に「情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（いわゆる「キャッシュレス法」）」が施行されました。

キャッシュレス法が施行された背景には、世界レベルで急速にスタンダード化をしているキャッシュレス化の流れに乗っていきこうという姿勢が挙げられます。もともと日本のキャッシュレス普及率は他国と比較しても低く、2018年4月に経済産業省が公表した「キャッシュレス・ビジョン」によれば、2015年時点での日本のキャッシュレス普及率は18.4%と2割にも満たないことが判明しました。政府は、この10年後とな

る2025年には、普及率を4割まで引き上げることを目標に掲げています。

キャッシュレス法の成立以前、すでに国税庁などではキャッシュレス納付を開始し、オンライン申請を行えば金融機関や税務署へ出向くことなく納付ができる便利さを謳っていました。そして、キャッシュレス法が施行されたことで、新たに車検の登録手数料やパスポート作成にかかる手数料、交通反則金などもクレジットカードや電子マネーなどを活用して納めることが可能になります。

また、すでにキャッシュレス納付が認められている税金の納付に関して、これまでにオンライン申請の申し込みをしていなかった場合でも、今後はキャッシュレスによる納付が認められることとなります。

キャッシュレスによる支払が認められることで、市役所や区役所などの行政機関へ出向く必要性が減少し、手続きの簡略化や感染症対策の向上などの効果が期待されています。

## KEY WORD

### 予定納税の減額承認申請

個人が、その年の5月15日現在において確定している前年分の所得金額や税額などを基に計算した金額（予定納税基準額）が15万円以上の場合、その年の所得税および復興特別所得税の一部をあらかじめ納付するという制度があります。この制度を予定納税といいます。

ただし、その年の6月30日の現況で所得税および復興特別所得税の見積額が予定納税基準額よりも少なくなる人は、7月15日までに所轄の税務署長に「予定納税額の減額申請書」を提出して承認されれば、予定納税額が減額されます。なお、第2期分の予定納税額だけの減額申請は11月15日までです（この場合には、10月31日の現況において見積ることとなります。）。

廃業、休業、失業、業績不振や災害等の影響により前年の所得から大きく減額が見込まれる方は、予定納税の減額承認申請の活用を検討すると良いでしょう。

## 離婚による財産分与

夫婦が離婚したとき、相手方の請求に基づいて一方の人が相手方に財産を渡すことを財産分与といいます。離婚により相手方から財産をもらった場合、一定の場合を除き、贈与税がかかることはありません。

一方、財産分与が土地や建物などで行われたときは、分与した人に譲渡所得の課税が行われることとなります。

この場合、分与した時の土地や建物などの時価が譲渡所得の収入金額となります。

次に、分与を受けた人は、分与を受けた日にその時の時価で土地や建物を取得したことになります。したがって、将来、分与を受けた土地や建物を買った場合には、財産分与を受けた日を基に、長期譲渡又は短期譲渡の判定をすることとなります。